

令和2年度  
電子マニフェスト情報利活用高度化検討業務  
仕様書

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター



## 目次

1	業務の概要	4
	(1) 業務名	4
	(2) 業務の背景	4
	(3) 業務の目的及び業務の期待する効果	4
	(4) 契約期間	5
2	業務の内容	5
	(1) 産業廃棄物実態調査等の既存統計への情報活用検討	5
	(2) 電子マニフェスト利用者から地方公共団体への各種届出等に係る負担軽減の方策検討	6
	(3) 地域循環共生圏の進捗を測定する新たな指標づくり	6
	(4) 電子マニフェストデータ集計・分析機能の利用高度化	7
	(5) 業務実施計画書等の作成	8
	(6) 業務の管理	8
	(7) ワーキンググループ（WG）の設置	8
3	業務履行期限	9
4	成果物	9
5	作業場所及び作業の管理	10
	(1) 作業場所	10
	(2) 作業の管理に関する要領	10
6	作業の実施に当たっての遵守事項	11
	(1) 機密保持、資料の取扱い	11
	(2) 個人情報の取扱い	11
7	成果物の取扱いに関する事項	12
	(1) 知的財産権の帰属	12
	(2) 瑕疵担保責任	13
	(3) 検収	13
8	入札参加資格に関する事項	13
	(1) 入札資格	13
	(2) 入札制限	14
9	再委託に関する事項	14
	(1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件	14
	(2) 承認手続	14
	(3) 再委託先の契約違反等	15
10	その他特記事項	15
	(1) 前提条件等	15
	(2) 契約の変更	15
	(3) その他	15
11	附属文書	15

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

令和2年度電子マニフェスト情報利活用高度化検討業務

### (2) 業務の背景

環境省では、第五次環境基本計画(平成30年4月閣議決定)を策定し、その中で我が国の課題や世界的に広がりを見せるSDGs(Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標)のアプローチを踏まえ、環境・経済・社会の統合的な向上を目指すこととしており、その目指す姿として地域循環共生圏が示されている。

同計画では、環境分野における官民データの利活用を総合的かつ計画的に推進するとし、EBPM(Evidence Based Policy Making、証拠に基づく政策立案)推進のための環境情報の整備や、利用者のニーズに応じた情報の提供の推進を図ることとしている。廃棄物分野の重点戦略とその環境政策については、安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全として、廃棄物の廃棄・再生利用時の適正処理の推進を掲げている。特に、各種手続き等の廃棄物に関する情報の電子化を進めるとともに、電子マニフェストを含む各種情報の活用を検討するとされている。

また、廃棄物処理制度の見直しについて平成29年2月に取りまとめられた中央環境審議会意見具申では、引き続き、電子マニフェストの導入を強力に進める必要があるとした上で、電子マニフェストの普及に関する目標を設定し、当該目標の実現に向けた施策を計画的に推進することが必要とされた。第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月閣議決定)においては、電子マニフェストの普及率を令和4年度(2022年度)において70%に拡大することを目標に掲げ、同目標を達成するため、同年10月に新たなロードマップを策定している。

令和2年4月1日に施行される電子マニフェストの使用の一部義務化を受け、これまで以上に電子マニフェストシステムの利用者が増加し、データの蓄積が進むと予想される中で、JWセンターとして電子マニフェストのデータ(以下「電子マニフェストデータ」という)を保管するだけでなく、有効に利活用することが求められている。

そこで、JWセンターとして、JWNETに蓄積される電子マニフェストデータを有用な情報として社会に還元することを目的として、データの利活用方法の検討を行う。

### (3) 業務の目的及び業務の期待する効果

本業務は、JWNETに蓄積されるマニフェストデータを活用し、社会に有用な情報として還元するための方法、その実現可能性、有効性等を検討・検証し、実現に向けたロードマップを作成することを目的とする。

検討・検証の項目は具体的に下記を想定し、それぞれに効果を期待するものであるが、これ以外の有効活用にかかる検討・検証を妨げるものではない。

検討・検証実施項目	期待する効果
産業廃棄物実態調査等の既存統計への情報活用	地方公共団体の調査の負担軽減及び精度向上
電子マニフェスト利用者から地方公共団体への各種届出等に係る負担軽減の方策検討	電子マニフェスト利用者の業務負担軽減及び地方公共団体の利便性向上
地域循環共生圏の進捗を測定する新たな指標づくり	地方公共団体における地域循環共生圏の進捗測定の実現
電子マニフェストデータ集計・分析機能の利用高度化	地方公共団体の政策立案に係る根拠の提供

#### (4) 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日までとする。

## 2 業務の内容

### (1) 産業廃棄物実態調査等の既存統計への情報活用検討

#### 1) 目的

電子マニフェストデータを、都道府県等の産業廃棄物実態調査における産廃の都道府県内外の発生量、移動量の把握や廃棄物の広域移動対策調査(国実施)におけるアンケートの回答作成等に活用することにより、都道府県の負担を軽減し、調査精度を向上することを目的とする。

#### 2) 検討内容

- 都道府県等の産業廃棄物実態調査等における負担や精度向上に向けた課題を明らかにする。
- 産業廃棄物実態調査等に係る指標について、上記で把握する課題解決のために電子マニフェストデータを活用した算定手法を検討する。
- 都道府県等の協力のもと、従来の手法と新たに策定した算定方法を比較・分析する。
- 新たに策定した算定手法を評価・導入可能性を検討し、有用な情報についてマニュアルにまとめる。

#### 3) 検討方法

- 必要に応じ都道府県等へのヒアリング(2回を想定)、アンケートを実施するなど、現場の状況を調査する。
- (2)(3)と合わせて、都道府県等の実務担当者、有識者等により構成されるワーキンググループ(以下「WG」という。)を設置し検討を行う。なお、WGは3回開催

することを想定する。

- 都道府県等に主旨を説明し、データの提供など検証に必要な協力を得る。
- 新たに策定する手法の導入可能性についてヒアリングを行う(1回を想定)。
- (4)電子マニフェストデータ集計・分析機能の活用を視野に入れた検討を行う。

## (2) 電子マニフェスト利用者から地方公共団体への各種届出等に係る負担軽減の方策検討

### 1) 目的

電子マニフェストデータには排出事業場、廃棄物の種類、量など多くの情報が含まれている。これらのデータを電子マニフェスト利用者から行政への様々な報告に有効活用する方法を検討し、利用者の負担軽減、地方公共団体の利便性向上を目的とする。

### 2) 検討内容

- 電子マニフェストデータの活用可能性がある行政への報告・届出等について、条例等によって定められたものを含めて調査し、都道府県政令市別に報告・届出等の趣旨、内容、実際の活用状況等を整理する。
- 電子マニフェストデータを活用して報告・届出等を代替する手法を検討する。
- 都道府県等の協力のもと、提案した手法を検証し、報告・届出等の代替可能性を調査する。

### 3) 検討方法

- 必要に応じ都道府県等、電子マニフェスト利用者、有識者等へのヒアリング(5回を想定、うち2回は(1)と同時に実施)、アンケートを実施するなど、幅広く有効活用できる報告を調査する。
- (1)(3)と合わせて、都道府県等の実務担当者、有識者等により構成されるWGを組織し検討を行う。
- 都道府県等に主旨を説明し、必要な協力を得る。
- (4)で提案する電子マニフェストデータ集計・分析機能の活用を視野に入れた検討を行う。

## (3) 地域循環共生圏の進捗を測定する新たな指標づくり

### 1) 目的

電子マニフェスト情報及び周辺情報より簡便に算出できる地域循環共生圏の創造に係る定量的な評価指標を提案し、地域循環共生圏の適正な進捗把握に資することを目的とする。

### 2) 検討内容

- 地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体(市町村・民間事業者等:以下「循環共生圏取組み団体」という。)が定量的な評価を必要としている項目について調査・整理する。

- 電子マニフェストデータ、若しくは入手可能な周辺情報と組み合わせることで簡便に算出できる評価指標を設計する。
- 循環共生圏取組み団体に評価指標を提案・検証し、導入可能性を検討、評価する。

### 3) 検討方法

- 循環共生圏取組み団体に対し、アンケートを実施する、先行事例の指標を参考にするなど、静脈物流に関する情報把握のニーズを調査する。
- 地域循環共生圏の進捗を計ることができるか検証し、導入可能性を評価するために循環共生圏取組み団体の協力を得る(ヒアリング1回を想定)。
- (1)(2)と合わせて、都道府県等の実務担当者、有識者等により構成される WG を組織し検討を行う。
- (4)で提案する電子マニフェストデータ集計・分析機能の活用を視野に入れた検討を行う。

## (4) 電子マニフェストデータ集計・分析機能の利用高度化

### 1) 目的

令和元年度に構築した電子マニフェストデータ集計・分析機能について、都道府県等の利用に資すること、公益に資することを目的として電子マニフェストデータ集計・分析機能の構成の見直し、具体的なレポートの見直し及び作成を実施する。

また、電子マニフェストデータ集計・分析機能の改修に向けた仕様書作成の支援、構築におけるフォローを行う。

### 2) 検討内容

- 現在の電子マニフェストデータ集計・分析機能の構成、操作について十分に理解したうえで、さらに利用を高度化するための構成(データの追加等)、レポート案を検討する。現在の電子マニフェストデータ集計・分析機能の概要は別紙のとおり。また、電子マニフェストシステム及び集計・分析機能の連携について、連携の頻度や方法についても検討を行う。

### 3) 検討方法

- 都道府県等の意見を十分に反映して内容を整理するため、都道府県担当者、電子マニフェスト利用者及び電子マニフェストデータ集計・分析機能に係る有識者にヒアリングを計画的に実施する((1)、(2)のヒアリングと合わせて実施)。
- (1)(2)(3)で検討した内容について、電子マニフェストデータ集計・分析機能を活用できるかについて検討する。

### 4) 仕様書作成支援

- 作成したレポート案が適切に仕様書に反映されるように資料の作成等の支援を実施する。

### 5) 電子マニフェストデータ集計・分析機能に係るシステム改修フォロー

- 作成したレポート案が電子マニフェストデータ集計・分析機能に係るシステムの改修において適切に反映されるよう、資料の作成補助、打合せに同席し助言を行う(1回2時間、5回を想定)。

#### (5) 業務実施計画書等の作成

提案にあたっては、本仕様書に基づき、今回の業務に係る業務実施計画書の案を作成すること。

なお、業務実施計画書案の記載内容は、作業内容、作業体制に関する事項、スケジュールに関する事項、成果物に関する事項を含むものとする。受注した者は、詳細について JW センターの担当者と協議の上、受注後 1 週間以内に業務実施計画書の内容を決定するものとする。

#### (6) 業務の管理

業務実施計画書に基づき、プロジェクト全体の進捗を管理すること。業務遅滞等の見通しがある場合は、速やかに JW センター担当者に報告し、協議すること。

#### (7) ワーキンググループ(WG)の設置

都道府県等の実務担当者、有識者等により構成されるワーキンググループ(以下「WG」という。)を設置し検討を行う。なお、WG は 3 回開催することを想定する。

##### 1) 企画・準備等

上記(1)～(3)の検討を実施するため、WG を設置する。受託者は検討事項、方向性等を整理するとともに、WG 設置に係る事務及び検討会開催の日程調整を行う。なお、会場は JW センター会議室を第一候補とし、日程調整がつかない場合には受託者が準備する会場を利用する。

##### 2) WG の開催・運営

産業界・学識経験者、地方公共団体担当者等からなる検討会(5名程度)を適宜開催する(3回を想定)。

受託者は、WG メンバーの委嘱手続きをはじめとして、WG 設置・運営事務、WG メンバー謝金・旅費等に係る諸経費の支出、会議資料等の作成・印刷等の準備、議事録の作成等を行う。

なお、旅費及び謝金は JW の規定に従って支給する。

##### ※WG メンバー

WG メンバーの選定については、受託者の知見を踏まえるとともに、候補者のこれまでの実績・研究・現在の担当職務等を把握した上で選定し、JW センター担当者との協議を踏まえて決定する。また、オブザーバー等として関係行政機関(国)、廃棄物統計を行っている事業者、分析業者等も検討の内容により参加することを妨げない。



### 3 業務履行期限

受託者は、「2 業務の内容(1)～(4)」について報告書を作成し、令和3年3月 31 日(水)までに納品する。

また、「2 (4) 電子マニフェストデータ集計・分析機能の利用高度化」については、電子マニフェストデータ集計・分析機能による情報提供を令和3年度から実施することを前提にレポート案を作成し納品する。レポート案の納期については、業務全体の進捗を勘案し JW センター担当者と協議して決定する。

### 4 成果物

本業務の成果物を以下に示す。

表1 成果物一覧

No.	成果物名	内容及び納品数量	納品期日
1	業務実施計画書	一式	契約日より7労働日以内
2	業務実施計画書に基づく作業報告書	一式	令和3年3月31日
3	WG検討用資料	各回10部 (WGメンバー、事務局分)	各ワーキング開催の2日前までにJWセンターの承認を得てWG当日までに印刷・持参する。
4	産業廃棄物実態調査等に係る指標算出方法のマニュアル	一式	令和3年3月31日
5	報告書	一式	令和3年3月31日

#### 1) 報告書

報告書には、それぞれの項目における提案について、その有効性、実現可能性を考慮した上で、次年度以降の JW センターの事業につながるロードマップを作成し掲載すること。なお、報告書は日本産業規格 A 列4番で 50 頁程度を想定する。

#### 2) 成果物の納品方法

- ・ 成果物は、全て日本語で作成すること。

- ・ 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の要領(昭和 27 年4月4 日内閣閣甲第 16 号内閣官房長官依命通知)」を参考にすること。
- ・ 情報処理に関する用語の表記については、日本産業規格(JIS)の規定を参考にすること。
- ・ 成果物は紙媒体及び電磁的記録媒体により作成し、JW センターから特別に示す場合を除き、原則紙媒体は正1部・副1部、電磁的記録媒体は1部を納品すること。
- ・ 紙媒体による納品について、用紙のサイズは、原則として日本産業規格 A 列4番とするが、必要に応じて日本産業規格 A 列3番を使用すること。
- ・ 電磁的記録媒体による納品について、Microsoft Office 又は PDF のファイル形式で作成し、CD-R 等の電磁的記録媒体に格納して納品すること。
- ・ 納品後、JW センターにおいて改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。
- ・ 成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、担当職員の承認を得ること。
- ・ 成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
- ・ 電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。なお、対策ソフトウェアに関する情報(対策ソフトウェア名称、定義パターンバージョン、確認年月日)を記載したラベルを貼り付けること。

### 3) 成果物の納品場所

原則として、成果物は次の場所において引渡しを行うこと。ただし、JW センターが納品場所を別途指示する場合はこの限りではない。

〒102-0084

東京都千代田区二番町3番地

麴町スクエア7階

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 電子マニフェストセンター

## 5 作業場所及び作業の管理

### (1) 作業場所

本業務の作業場所及び作業に当たり必要となる設備、備品及び消耗品等については、受注者の責任において用意すること。

### (2) 作業の管理に関する要領

本業務は、業務領域の専門知識に基づいた調査・検討をその裁量により実施することを任

せるものである。ただし、取り決めた期限内に成果物を作成すること。その際、JWセンターの担当者及び関係者とは円滑な相互コミュニケーションを行うこと。さらに、受注者内での体制管理、作業管理、品質管理、リスク管理、課題管理、情報セキュリティ対策を行うこと。

## 6 作業の実施に当たっての遵守事項

### (1) 機密保持、資料の取扱い

- 1) JWセンターにおける情報セキュリティ基本方針(2019年度2月15日策定)及び機密保持契約に係る説明を受けるとともに、本業務に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。
- 2) 受注者は機密保持契約を締結し、受注期間に扱うことになる情報について、契約に基づく守秘義務を負うとともに、その情報セキュリティ対策の社内管理体制については別途作成し、報告書に記載すること。
- 3) 本業務に係る情報セキュリティ要件は次の通りである。
  - (ア) 委託した業務以外の目的で利用しないこと。
  - (イ) 業務上知り得た情報について第三者への開示や漏えいをしないこと。
  - (ウ) 持出しを禁止すること。
  - (エ) 受注事業者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合に直ちに報告する義務や、損害に対する賠償等の責任を負うこと。
  - (オ) 業務の履行中に受け取った情報の管理、業務終了後の返却又は抹消等を行い復元不可能な状態にすること。
  - (カ) 適切な措置が講じられていることを確認するため、遵守状況の報告を求めことや、必要に応じて発注者による実地調査が実施できること。

参照 情報セキュリティ基本方針 等

<https://www.jwnet.or.jp/center/disclosure/index.html>

### (2) 個人情報の取扱い

- 1) 個人情報の取扱いに係る事項について JWセンターと協議の上決定し、書面にて提出すること。なお、以下の事項を記載すること。
  - 個人情報取扱責任者が情報管理責任者と異なる場合には、個人情報取扱責任者等の管理体制
  - 個人情報の管理状況の検査に関する事項(検査時期、検査項目、検査結果において問題があった場合の対応等)
- 2) 個人情報を複製する際には、事前に JWセンターの許可を得ること。なお、複製の実施は必要最小限とし、複製が不要となり次第、その内容が絶対に復元できないように破棄・消去を実施すること。なお、受注者は廃棄作業が適切に行われた事を確認し、

その保証をすること。

- 3) 受注者は、本業務を履行する上で個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。以下同じ。)の漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大を防止等のため必要な措置を講ずるとともに、JW センターに事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告すること。
- 4) 個人情報の取扱いにおいて適正な取扱いが行われなかった場合は、本業務の契約解除の措置を受けるものとする。

## 7 成果物の取扱いに関する事項

### (1) 知的財産権の帰属

- 1) 本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。)は、受注者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て JW センターに帰属するものとする。
- 2) JW センターは、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾すること(以下「複製等」という。)ができるとともに、任意に開示できるものとする。また、受注者は原則として成果物について複製等を行うことはできない。ただし、成果物に第三者の権利が帰属せず、複製等により JW センターがその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがない場合には、複製等ができる範囲やその方法等について JW センターと協議したうえで、複製等を行うことができる。
- 3) 納品される成果物に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物等」という。)が含まれる場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受注者は、当該既存著作物の内容について事前に JW センターの承認を得ることとし、JW センターは、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。なお、本仕様に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が専ら JW センターの責めに帰す場合を除き、受注者の責任及び負担において一切を処理すること。この場合、JW センターは係る紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- 4) 受注者は JW センターに対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。
- 5) 受注者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に

十分配慮し、これを行わないこと。

## (2) 瑕疵担保責任

受注者は、本調達について検収を行った日を起算日として1年間、成果物に対する瑕疵担保責任を負うものとする。その期間内において瑕疵があることが判明した場合には、その瑕疵が JW センターの指示によって生じた場合を除き(ただし、受注者がその指示が不相当であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかったときはこの限りでない。)、受注者の責任及び負担において速やかに修正等を行い、指定された日時までに再度納品するものとする。なお、修正方法等については事前に JW センターの承認を得てから着手するとともに、修正結果等についても JW センターの承認を受けること。

## (3) 検収

- 1) 本業務の受注者は、成果物等について、納品期日までに JW センターに内容の説明を実施して検収を受けること。
- 2) 検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について JW センターに説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

## 8 入札参加資格に関する事項

### (1) 入札資格

- 1) 入札説明会に参加した者であること。
- 2) 公的な資格や認証等の取得
  - (ア) 応札者は、情報セキュリティに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。
    - a 情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」、「ISO/IEC27001」又は「ISMS」の認証を有していること。
    - b 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けているか、又は同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。
    - c 個人情報扱うシステムのセキュリティ体制が適切であることを第三者機関に認定された事業者であること。
  - (イ) 応札者は、国又は地方公共団体の入札資格について以下のいずれかの条件を満たすこと。
    - a 平成 31・32・33 年度又は令和 01・02・03 年度の競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」で「A」、「B」又は「C」等級に格付されていること。
    - b 東京都の平成 31・32 年度(2019・2020 年度)物品買入れ等競争入札参加資格 営業種目 126「環境関連業務」取扱品目「廃棄物調査」に格付け登録

されている(若しくは埼玉、千葉、神奈川県のうちいずれかにおいて、これに準じている)者であること。

3) 別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

4) 受注実績

(ア) 応札者は、都道府県等の産業廃棄物実態調査を受注した実績を過去3年以内に有すること。

(イ) 応札者は、国等の地域循環共生圏の形成に係る調査を受注した実績を過去3年以内に有すること。

## (2) 入札制限

当調達に入札制限はない。ただし、当調達の受注者は、相互牽制のルールにより、電子マニフェストデータ集計・分析機能利用高度化に係るシステム開発関連の入札(令和2年末頃を予定)には参加できない。さらに、当受注者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年11月27日大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者は、入札には参加できない。

## 9 再委託に関する事項

### (1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

- 1) 本業務の受注者は、業務を一括して又は主たる部分を再委託してはならない。
- 2) 受注者における遂行責任者を再委託先事業者の社員や契約社員とすることはできない。
- 3) 受注者は再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
- 4) 再委託先における情報セキュリティの確保については受注者の責任とする。
- 5) 再委託を行う場合、再委託先が「8. (4) 入札制限」に示す要件を満たすこと。

### (2) 承認手続

- 1) 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した別添の再委託承認申請書を JW センターに提出し、あらかじめ承認を受けること。
- 2) 前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を JW センターに提出し、承認を受けること。
- 3) 再委託の相手方が更に委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合(以下「再々委託」という。)には、当該再々委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再々委託を行う業務の範囲を書面で報告すること。

### (3) 再委託先の契約違反等

再委託先において、本調達仕様書の遵守事項に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受注者が一切の責任を負うとともに、JW センターは、当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

## 10 その他特記事項

### (1) 前提条件等

本業務受注後に仕様書の内容の一部について変更を行おうとする場合、その変更の内容、理由等を明記した書面をもって JW センターに申し入れを行うこと。双方の協議において、その変更内容が軽微(委託料、納期に影響を及ぼさない)かつ許容できると判断された場合は、変更の内容、理由等を明記した書面に双方が記名捺印することによって変更を確定する。

### (2) 契約の変更

契約書締結後において、やむを得ない事情により委託料、納期等に係る変更の必要が生じた場合には、双方で協議の上、書面により変更契約を締結する。

### (3) その他

本仕様書について疑義等がある場合は、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い入札説明書の様式 3 により書面を提出すること。

提出期限 令和 2 年 4 月 7 日 (火) 15 時 00 分まで

提出方法 電子メール又は FAX により提出すること。

電子メール : info@jwnet.or.jp

FAX : 03-5275-7112

担当 : 鶴島、伊東

なお、当該質問に関する回答は令和2年4月10日(金)15時00分までに電子メールにより行う。また、電子メールによる提出の場合は、件名に情報利活用に係る質問票の提出とするなど、「情報利活用」というキーワードを含めること。

## 11 附属文書

別紙:電子マニフェストデータ集計・分析機能の概要

以 上